

国内募集型企画旅行（周遊ツアー）取引条件説明書

（旅行業法第12条の4による取引条件説明書）

（旅行業法第12条の5による契約書）

令和3年4月1日発行

お客様控

お客様名： 様

提出日： 年 月 日

長野県知事登録旅行業2-286号

契約前に必ずお読みください。

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書の一部となります



1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は（株）トラベルプラザ（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 旅行契約の内容（条件）は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約募集型企画旅行契約の部によりします。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供を受けること、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申込みと旅行契約の成立

- ①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」（以下①②を併せて「当社」といいます。）にて当社所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、下記のお申込みまたは旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「運料料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また本項（3）に定める旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金（おひとり）
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上 50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上 100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローンご利用の場合は異なります。※上表内の「旅行代金」とは第6項（3）の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

- 当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点で契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社はお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項（1）の申込金を受領したときに成立するものとします。但し、運送機関による旅行契約の成立は、第20項の定めによります。
- 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約申し込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲で対応いたします。
- 本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担となります。

- 団体・グループ契約
①当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下、「契約責任者」といいます。）を定め申し込み込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項（6）の②～⑤の規程を適用します。

- ②当社は、予約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下、「構成員」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに属する旅行者に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- ③契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
- ④当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- ⑤当社は、契約責任者が団体・グループに同じしない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

3. 申込条件

- 20歳未満の方は、親権者の同意書が必要ですが、また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- 特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれておられる方、妊婦中の方、障害をお持ちの方、補助大使用者の方などで特別な配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行の申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的範囲で対応いたします。なお、この場合利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同業者・介助者の同行などを条件とさせていただきますが、お客様の同意の上、コースの一部の内容を変更させていただきますが、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めする、あるいはご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を講じていただきます。これにかがかる一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件をお受けすることがあります。
- お客様の都合により旅行の日程から離脱される場合は、その旨および復讐の有無、復讐の予定日時等の書面による連絡が必要です。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面及び確定書面（最終旅行日程表）

- 当社は第2項（3）に定める契約の成立後遅くは、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします

- 契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
- 本項（1）の契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合は、利用予定の運送機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日より起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日）までに、これらに確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）をお渡しいたします。
- 第2項（3）に定める契約の成立後手配状況の確認を希望する場合は、ただし、本項（2）の確定書面（最終旅行日程表）を交付した状況についてご説明いたします。
- 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項（1）の契約書面に記載するところによります。ただし、本項（2）の確定書面（最終旅行日程表）を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

5. 旅行代金のお支払い期日

- 旅行代金は旅行開始日の前日より起算して、さかのぼって14日前に当たる日（以下「基準日」といいます。）より前にお支払いいただきます。
- 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日の前日までに前にお支払いいただきます。
- 旅行代金の滞り
(1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合は、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用の場合は満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
- 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告またはパンフレットに「旅行代金」として表示した金額、プラス「追加代金」として表示した金額、マイナス「割引代金」として表示した金額をいいます。この合計金額は、第2項の「申込金」、第12項（1）の「取消料」、第13項（1）の「運料料」、および第19項「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります）。別途明示する場合は除き普通席となります。①、宿泊費、食事料金、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。
- 添乗員が同行するコースでは、その他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。
- パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用、上記（1）～（3）についてはお客様のご都合により、一部利用されなくてもお戻しはいたしません。
- 旅行代金に含まれないもの
第7項のほかに旅行代金に含まれません。その一部を明示します。
(1) 超過手荷物料金（規定の重量、追加・個数を超過する分について）
(2) クリーニング・電報電話料金、送迎飲食等個人的性質の経費及びそれに伴う税・サービス料
(3) 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される節節・区間の入場料金・交通費
(4) お1人部屋を使用される場合の追加代金
(5) 希望者のお参加されるオプション（別途料金の小旅行）の料金
(6) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（入場料金、食事料金、交通費等）
(7) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9. 旅行契約内容の変更

- 旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、騒動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の責任と見做し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ遅くは当該事由が発生し得ないものである理由及び当該事由による因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はお客様の増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- 当社は本項（1）の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、本項（1）の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 第9項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の運賃・料金の増額その他の不足が生じたことによる変更の場合を除き、当社はその変更範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。但し、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に代り、取消料、運料料その他の既に支払い、又はこれから支払われなければならない費用はお客様の負担となります。
- 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合には、旅行契約の成立後、当社の責任に帰すべき事由により当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

11. お客様の交替

- お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入する手数料（お一人様につき1080円）とともに当社に提出していただきます

- 費用を請求する場合があります。）
- 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を受け取ったお客様は、お客様が当該旅行契約に関する一切の権利義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

12. お客様による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

- お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社からのそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた日時を基準とします。

表1 取消料

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）	
旅行開始日の前日より起算して	右記日拂り旅行以外	日拂り旅行（夜行含む）
①21日目に当たる日以前の解除	無料	無料
②20日目に当たる日以降の解除	旅行代金の20%	無料
③10日目に当たる日以降の解除	旅行代金の20%	無料
④5日目に当たる日以降の解除	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦旅行開始後の解除	旅行代金の100%	旅行代金の100%

【宿泊のみご予約になった場合】

予約を取り消された場合は、クーポン発行店で、旅行代金に対して、次の率により取消料をいただき残額を払い戻します。払い戻しについては、宿泊日より1ヶ月以内にお申し出ください。宿泊当日、寄居人員が少なかった場合は、ご宿泊の施設にて証明をお受けいただけます。この場合、お申し込みの営業所で所定の払い戻しをいたします。宿泊のみのご予約で同一宿泊施設を連泊でご予約の場合、初日（第1日目）のみ取消料の対象となります。

表2 取消料（宿泊のみご予約になった場合）

旅行開始の解除	当日	前日	2～3日前	4～5日前	6～7日前	8～前日
または無連絡不参加						
1～14名	100%	50%	20%			無料
15～30名	100%	50%	20%			無料
31名以上	100%	50%	30%			10%

注1) 特定期間・特定コース・宿泊施設についての取消料は、別途パンフレットに定めるところによります。

注2) 本項（1）の③の「旅行代金」とは第6項（3）の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

②お客様のご都合でご出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用を額に対して本項（1）の①の取消料が適用されます。

③お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

ア 第9項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第19項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであると認められます。

イ 第10項（1）の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき

ウ 天災地変、戦乱、騒動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき

エ 当社がお客様に対し、第4項に定める期日までに、確定書面（最終旅行日程表）をお渡ししたとき

オ 当社の責任に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき

④当社は、本項（1）の①により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみでお客様がまだお支払い済みで、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは1人1利用人数の変更に対する差額が発生する場合は、その差額代金をそれぞれいただきます。

⑤当社は本項（1）の②により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金（又は申込金）の金額を払い戻します。

(2) 旅行開始後

①旅行開始後において、お客様の都合により途中旅行契約を解除し又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

②お客様の責任に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することが出来ます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該予約したことでできなかった部分に係る金額のうち当該旅行サービスに対して取消料、運料料その他の既に支払い、またはこれから支払われなければならない費用に係る金額（当社の責任に帰すべき事由によるものではない場合に限り）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13. 当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

①当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

ア お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき

イ お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に附随しないと認められるとき

ウ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき認められるとき

工. お客様が、契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日曜日の場合は9日)にある日以前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

カ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれがあるとき。

キ. 天災地変、戦乱、騒動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

②お客様が第5項1に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日よりお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、前12項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 旅行開始後

①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。

ア. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続が困難なとき。

イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他の旅行者に対する悪行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ウ. 天災地変、戦乱、騒動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

②当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払われなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

③当社は、本項(2)①ア、ウの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に際してお客様のご負担で出発地に旅するために必要な旅行サービスの手配を引き受けず。

14. 旅行代金の払戻し

当社は、第10項の規定により旅行代金が減額された場合又は第12、13項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日の解除による払い戻しにあっては解除の日から起算して7日以内に、遅延又は旅行開始日の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

15. 旅程管理

(1) 当社はお客様を安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。

①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。但し、本項(1)の個人旅行プランを除きます。

②前項の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。

(2) お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

16. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を担います。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限りです。

(2) 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

①天災地変、戦乱、騒動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

②運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害

③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④官公署の命令等によって生じた旅行日程の変更、旅行の中止

⑤自由行動中の事故

⑥食中毒

⑦盗難

⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

(3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、前項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

17. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において遅やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

18. 特別補償

(1) 当社は第16項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当該旅行契約(募集型企画旅行契約の部)の特別補償事項により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円を支払います。携行品にかかると損害保証金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の1個または1対については、10万円を限度とします。

②お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー、搭乗などのほか、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

19. 旅程保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・船室その他の設備の不足が明らかになったことによる変更の場合は変更補償金を支払います)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候による天災地変

イ. 戦乱

ウ. 騒動

エ. 官公署の命令

オ. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. 旅行参加者の生命又は身体を安全確保のために必要な措置

②第12、13項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来ず場合においては、当社は必要補償金を支払いません。

(2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金の16%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

(3) 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相対した残額を支払います。

(4) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)		
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社の変更		
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	2.5	5.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更		
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は異動その他の客室の条件の変更	2.5	5.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更		

※1(旅行開始前)とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知したときをいいます。(旅行開始後)とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知したときをいいます。

※2確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との相違は確定書面の記載内容と適用し、旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

※3第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものもある場合は、1泊につき1件として取り扱います。

※4第4号に掲げる運送機関の会社の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

※5第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗組員又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗組員等又は1泊につき1件として取り扱います。第6号に号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によりします。

20. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込を受け付ける場合があります。(以下、「通信契約」といいます。)

(1) 通信契約についても当社「旅行契約募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。

(2) 通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する通知を発送した時に成立します。ただし、当社らが、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときと成立するものとします。

(3) インターネット等の1)インターネット通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提示したときは、会員の使用する運送機関に備えられたデバイスに記載事項が記録されたことを確認いたします。

感想の提供のお願い。(3) アンケートのお願い。(4) 特典サービスの提供。(5) 統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

(2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどこのご連絡へご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ会社との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ会社は、それぞれがお客様の営業案内、催し利用内容の企画、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただきますこととさせていただきます。

(3) 当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、お客様の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び住所を個人データに係る個人データと、あらかじめ電子の方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、該当するパンフレットに記載する旅行申込窓口に出発の10日前までに申し出ください。(注：10日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申し出下さい。)

22. その他

(1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収にお客様、別行動を要したに諸費用が生じたときは、その費用をお客様に負担いたします。

(2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物の際には、お客様の責任で購入していただきます。

(3) 旅館・ホテル等においては、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税率の増徴が課せられることをご了解ください。

(4) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

(5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知下さい。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認められたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、それが当社の責任に係る事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様が負担させていただきます。

(6) ご集合時刻は厳守して下さい。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。

(7) 事故、大災害をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一滞りが遅れ、タクシーの利用を希望される場合は申し付けられない事態が生じても当社はその利用には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による場合にも応じられません。

(8) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(9) 手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを行うものです。

23. 募集型企画旅行約款について

この条件書に定めない事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりします。

当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。

24. ご旅行条件

この旅行条件は、2021年4月1日を基準としております。

旅行代金算出の基準日は、各パンフレットごとに記載されています。